

【令和8年6月23日公布 令和8年三浦市条例第14号】

三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成5年三浦市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1し尿の項中「300円」を「450円」に、「6円」を「7円」に改め、同表浄化槽内に生じた汚泥（以下「浄化槽汚泥」という。）の項中「32円」を「42円」に改め、同表動物の死体の項中「1,000円」を「1,500円」に改め、同表し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体以外の一般廃棄物の項中「40円」を「60円」に、「100円」を「150円」に、「160円」を「240円」に、「20円」を「30円」に、「500円」を「800円」に、「2,500円」を「4,000円」に、

「

4 市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するとき。	収集運搬車両1台につき 15,000円
5 一般家庭から臨時に排出される1回1車両当たりの搬入量が規則で定める量を超えるもの又は事業者から排出されるものを市長が指定する処理施設等へ搬入するとき。	1キログラムにつき 15円

を

」

「

4 一般家庭から臨時に排出される1回1車両当たりの搬入量が規則で定める量を超えるものを市長が指定する処理施設等に直接搬入するとき又は事業者から排出されるものを市長が指定する処理施設等へ搬入するとき。	1キログラムにつき 20円
---	---------------

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われる一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。ただし、改正後の粗大ごみの処理に係る手数料については、この条例の施行の日以後に申込みのあった粗大ごみの処理に係る手数料について適用し、同日前に申込みのあった粗大ごみの処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に交付されているゴミ袋及びゴミシールは、なお従前の例により使用することができる。